

## 表彰の範囲・推薦基準の概要

黒字：「交通安全功労者表彰実施要綱」

赤字：「交通安全功労者表彰候補者推薦要領」

「注意事項」…令和8年2月3日付内閣府事務連絡「令和8年度交通安全功労者表彰候補者推薦の手引き」

区分	個人	団体	市町村
範囲	地域社会における交通安全思想の普及又は交通安全の確保に特に顕著な功績があったもの（陸上交通に関するものに限る）		
要件	<p>次の全ての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会において交通安全思想の普及又は交通安全の確保のために実践的活動を行っている</li> <li>・一定の活動歴がある</li> </ul> <p>→30年以上（若年層（40歳未満の者）は概ね3年以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に関して都道府県知事等から表彰を受けた*1</li> </ul> <p>極めて顕著な功績があると認められる者</p> <p>→内閣府への協議が必要</p> <p>※該当する場合は至急道へ連絡</p>	<p>次の全ての要件を満たす団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会において交通安全思想の普及又は交通安全確保のために実践的活動を行っている</li> <li>・一定の活動歴がある</li> </ul> <p>→20年以上（構成員の過半数の者の年齢が40歳未満である団体は概ね3年以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に質的・量的な広がりがある</li> <li>・交通安全に関して都道府県知事等から表彰を受けた*1</li> </ul>	<p>次の全ての要件を満たす市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口当たりの交通事故死者数が少ない、又は交通事故死者数が著しく減少している</li> </ul> <p>→別表（2頁）参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全対策に積極的に取り組み、他の市町村の模範となる交通安全活動を行うなど、交通安全思想の普及及び交通安全の確保に努めている</li> </ul>
除外すべき者	<p>叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く。）受章者、安全功労者内閣総理大臣表彰を受けた者及び交通安全に関して関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた者</p> <p>→「関係大臣又はこれに準じる者から表彰を受けた者」に緑十字金章又は同銀章は含まない</p>	<p>安全功労者内閣総理大臣表彰を受けた団体及び交通安全に関して関係大臣又はこれに準ずる者から表彰を受けた団体</p>	
注意事項	<p>年齢…令和8年8月1日現在</p> <p>推薦時に交通指導員等の職を辞している場合</p> <p>→令和8年4月1日以降に職を辞した者に限り推薦可</p>	<p>「代表者」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体…会長又は代表取締役など</li> <li>・市町村…首長</li> </ul> <p>学校、交通安全協会は対象外</p> <p>現在も活動中の団体であること</p>	<p>道路交通事故死者数以外に負傷者数及びその増減傾向の考慮も必要</p> <p>市町村職員が過去（令和3年8月以降）において飲酒運転等の悪質な運転による違反がないことの確認が必要</p>

\*1 都道府県において最も評価の高い表彰（北海道社会貢献賞又は北海道善行賞）を受けた者（交通安全功労者感謝状は含まない）

## ○ 別表 市町村に係る推薦基準

区分(人口)		
20万以上	次のいずれかに該当	R3年～R7年までの5年間の人口10万当たりの道路交通事故死者数(24時間以内死者数)の合計が5以下
		R5年～R7年までの3年間の道路交通事故死者数(24時間以内死者数)の合計がR2年～R4年までの3年間の道路交通事故死者数(24時間以内死者数)の合計と比較して30%以上減少
2万以上 20万未満	R3年～R7年までの5年間の人口10万当たりの道路交通事故死者数(24時間以内死者数)の合計が7以下	
5千以上 2万未満	R3年～R7年までの5年間の道路交通事故死者数(30日以内死者数)がゼロ	
5千未満	H28年～R7年までの10年間の道路交通事故死者数(30日以内死者数)がゼロ	